

## 中原区徘徊高齢者ＳＯＳネットワーク事業実施要領

### (目的)

第1条 この事業は、川崎市徘徊高齢者ＳＯＳネットワーク事業実施要綱に基づき、徘徊又は徘徊のおそれのある高齢者（以下「徘徊高齢者」という。）を関係機関が連携し、地域での早期発見・安全確保・家族支援・徘徊予防の支援、地域の見守り機能の向上を目的とする。

### (事業内容)

第2条 前条の目的を達成するために、次のことを行うものとする。

- (1) 徘徊する可能性の高い高齢者の把握に努めるものとする。
- (2) 地域の関係機関等による徘徊高齢者ＳＯＳネットワークを構築し、緊急連絡体制の確立を図るとともに、近隣市区町村とも連携を図るものとする。
- (3) 事前登録制の運営を行う。
- (4) 地域における徘徊高齢者とその家族への支援体制及び本事業の普及啓発に努めるものとする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則として区内に居住する徘徊高齢者で、事前登録した者とする。ただし、未登録者等について関係機関からの協力要請があった場合には、同様に対応できるものとする。

### (事前登録)

第4条 この事業を利用する徘徊高齢者又はその家族は、高齢・障害課及び地域包括支援センターに中原区徘徊高齢者ＳＯＳネットワーク事前登録届（第1号様式）（以下「事前登録届」という。）を提出するものとする。

- 2 登録者の情報は、高齢・障害課、地域包括支援センターで共有するものとする。
- 3 個人情報の取り扱いは、川崎市個人情報保護条例の規定によるものとする。

### (運営及び支援体制等)

第5条 事業の運営及び支援体制等は、次のとおりとする。

- (1) 事業の運営機関は、高齢・障害課、川崎市社会福祉協議会調整課、地域包括支援センターとする。
- (2) 支援体制の構成員は、前号の運営機関及び区社会福祉協議会、警察、消防、認知症関係団体連絡会等の市民、その他地域の関係機関等（以下「支援機関」という。）とする。

- (3) 運営機関は、徘徊高齢者発見対応マニュアルを作成するとともに、緊急連絡体制を整備する。
- (4) 運営機関は、支援機関と協議等を行う連絡会を開催することができる。
- (5) 運営機関及び支援機関は、徘徊高齢者のため、地域への普及啓発活動を行うものとする。

(支援要請)

第6条 家族等から、運営機関に事前登録者の徘徊発生の連絡があった場合は、中原区徘徊高齢者SOS届(第2号様式)(以下「SOS届」という。)を記入し、運営機関が連携して支援機関に情報提供するものとする。

- 2 市内他区への支援要請については、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課(以下「高齢者在宅サービス課」という。)が実施するものとする。

(警察との連携)

第7条 この事業を円滑に実施するため、高齢・障害課は、所管警察署との連携を図るものとする。

(他市町村との調整)

第8条 他市町村との連携・調整が必要な場合は、高齢・障害課からの連絡を受け、高齢者在宅サービス課が行うものとする。

(身元不明者保護等の対応)

第9条 警察署等からの身元不明の徘徊高齢者を保護した旨の連絡を受けた運営機関は、SOS届及び事前登録届により身元の確認を行い、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 身元の確認に時間を要する徘徊高齢者の対応は、「川崎市養護老人緊急一時入所事業」、「高齢者等短期入所ベッド確保事業」の利用又はその他入所施設、入院機関等の協力を高齢・障害課と高齢者在宅サービス課とが連携して依頼するものとする。

(終結報告)

第10条 徘徊高齢者発見等により、支援要請が終結した場合は、情報提供を行った関係機関が責任をもって、終結報告を行うものとする。

(事業の所管)

第11条 この事業は、高齢・障害課が所管するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、運営機関で協議のうえ保健福祉センター所長（福祉事務所長）が定める。

#### 附則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

この改正要領は、平成18年4月1日から施行する。

この改正要領は、平成25年4月1日から施行する。